

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 7 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
商業統計調査（平成25年承認）（経済産業省）	5
3 一般統計調査の承認	8
住生活総合調査（平成25年承認）（国土交通省）	8
全国輸出入コンテナ貨物流動調査（平成25年承認）（国土交通省）	9
学術情報基盤実態調査（平成25年承認）（文部科学省）	12
6次産業化総合調査（平成25年承認）（農林水産省）	14
健康保険・船員保険被保険者実態調査（平成25年承認）（厚生労働省）	18
平成23年産業連関構造調査（輸入品需要先調査）（平成25年承認）（経済産業省）	20
平成23年産業連関構造調査（商業マージン調査）（平成25年承認）（経済産業省）	21
専門量販店販売統計調査（平成25年承認）（経済産業省）	22
21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）（平成25年承認）（厚生労働省）	24
4 届出統計調査の受理	26
(1) 新規	26
消費流出実態調査票（平成25年届出）（奈良県）	26
大分都市圏総合都市交通体系実態調査（平成25年届出）（大分県）	25
生活環境保全条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査（平成25年届出）（埼玉県）	28
高知県介護事業所実態調査（平成25年届出）（高知県）	29
神戸市ひとり親家庭等実態調査（平成25年届出）（神戸市）	30
平成25年度大学生の食生活等生活習慣調査（平成25年届出）（愛知県）	31
児童生徒の食に関する実態調査（平成25年届出）（長野県）	32
福岡市男女共同参画社会に関する調査（平成25年届出）（福岡市）	33
佐賀県民のスポーツに関する意識調査（平成25年届出）（佐賀県）	34
再生医療・周辺サポートビジネスに関する調査（平成25年届出）（大阪府）	35

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査（平成25年届出）(さいたま市)	36
奈良県耕畜連携畜産たい肥利用促進調査（平成25年届出）(奈良県)	37
広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）(広島市)	38
サービス付き高齢者向け住宅の実態把握のための調査（平成25年届出）(大阪府)	39
中学校等卒業予定者の進路志望状況調査（平成25年届出）(青森県)	40
中学校等卒業者の進学状況調査（平成25年届出）(青森県)	41
高等学校等卒業予定者の進路志望状況調査（平成25年届出）(青森県)	42
高等学校等卒業者の進学状況調査（平成25年届出）(青森県)	43
横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年届出）(横浜市)	44
地震・津波に対する県民意識調査（平成25年届出）(高知県)	45
(2) 変更	46
職場環境調査（平成25年届出）(奈良県)	46
中心市街地に関する県民意識・消費者動向調査（平成25年届出）(新潟県)	47
佐賀県労働条件等実態調査（平成25年届出）(佐賀県)	48
高齢者基礎調査（平成25年届出）(新潟県)	49
大阪府労働関係調査（平成25年届出）(大阪府)	50
なら健康長寿基礎調査（平成25年届出）(奈良県)	51
鳥取県産業廃棄物実態調査（平成25年届出）(鳥取県)	52
中小企業景況調査（平成25年届出）(愛知県)	53
新潟市景況調査（平成25年届出）(新潟市)	54
血液製剤使用量等調査（平成25年届出）(兵庫県)	55
堺市民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査（平成25年届出）(堺市)	56
東京都男女雇用平等参画状況調査（平成25年届出）(東京都)	57
労働条件等実態調査（平成25年届出）(宮崎県)	59

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に

届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
商業統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 調査事項の変更 「事業所の従業者数」欄の別経営の事業所から派遣されている人数について、「出向」、「派遣」別に人数を把握することに変更 調査期日の変更 調査の基準となる日について、従来の「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更 調査対象期間の一部変更 「年間商品販売額等」等について、調査対象期間を年度による把握から暦年による把握に変更 調査方法の変更 本社等一括調査における調査系統及び対象範囲を変更 等	H25.7.30

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H25.7.3	住生活総合調査	国土交通大臣
H25.7.8	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	国土交通大臣
H25.7.11	学術情報基盤実態調査	文部科学大臣
H25.7.18	6次産業化総合調査	農林水産大臣
H25.7.24	健康保険・船員保険被保険者実態調査	厚生労働大臣
H25.7.29	平成23年産業連関構造調査（輸入品需要先調査）	経済産業大臣
H25.7.29	平成23年産業連関構造調査（商業マージン調査）	経済産業大臣
H25.7.29	専門量販店販売統計調査	経済産業大臣
H25.7.31	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	厚生労働大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.7.2	消費流出実態調査票	奈良県知事
H25.7.2	大分都市圏総合都市交通体系実態調査	大分県知事
H25.7.3	生活環境保全条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査	埼玉県知事
H25.7.3	高知県介護事業所実態調査	高知県知事
H25.7.3	神戸市ひとり親家庭等実態調査	神戸市長
H25.7.4	平成25年度大学生の食生活等生活習慣調査	愛知県知事
H25.7.5	児童生徒の食に関する実態調査	長野県教育委員会 委員長
H25.7.4	福岡市男女共同参画社会に関する調査	福岡市長
H25.7.8	佐賀県民のスポーツに関する意識調査	佐賀県知事
H25.7.8	再生医療・周辺サポートビジネスに関する調査	大阪府知事
H25.7.10	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査	さいたま市長
H25.7.11	奈良県耕畜連携畜産たい肥利用促進調査	奈良県知事
H25.7.11	広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	広島市知事
H25.7.16	サービス付き高齢者向け住宅の実態把握のための調査	大阪府知事
H25.7.19	中学校等卒業予定者の進路志望状況調査	青森県知事
H25.7.19	中学校等卒業者の進学状況調査	青森県知事
H25.7.19	高等学校等卒業予定者の進路志望状況調査	青森県知事
H25.7.19	高等学校等卒業者の進学状況調査	青森県知事
H25.7.25	横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査	横浜市長
H25.7.30	地震・津波に対する県民意識調査	高知県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.7.3	職場環境調査	奈良県知事
H25.7.4	中心市街地に関する県民意識・消費者動向調査	新潟県知事
H25.7.8	佐賀県労働条件等実態調査	佐賀県知事
H25.7.10	高齢者基礎調査	新潟県知事
H25.7.11	大阪府労働関係調査	大阪府知事
H25.7.11	なら健康長寿基礎調査	奈良県知事

H25.7.12	鳥取県産業廃棄物実態調査	鳥 取 県 知 事
H25.7.18	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事
H25.7.23	新潟市景況調査	新 潟 市 長
H25.7.26	血液製剤使用量等調査	兵 庫 県 知 事
H25.7.26	堺市民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査	堺市人事委員会委員長
H25.7.31	東京都男女雇用平等参画状況調査	東 京 都 知 事
H25.7.31	労働条件等実態調査	宮 崎 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 商業統計調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月30日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

【目的】 商業統計調査（以下「商業調査」という。）は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得るための商業統計を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査の前身は、昭和6年から同11年にわたって行われた商工省の「東京市商業調査」であるが、「商業統計」が旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第23号として指定された昭和24年から昭和26年までは特定市において毎年実施された。本格的なセンサスとして、昭和27年から昭和51年までは2年に1回実施され、昭和54年以降は3年に1回の調査に改められたが、平成9年以降は5年ごとに調査を実施、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施することに変更された。調査の対象は、日本標準産業分類大分類Ⅰ-卸売・小売業、飲食店に属する全国すべての商店・飲食店であり、昭和27年から昭和31年までは甲調査（法人組織の商店と常用従業者を使用している個人商店）、乙調査（常用従業者を使用していない個人商店）の2種類、昭和33年以降は甲及び乙から飲食店を切りはなして丙調査として、甲・乙・丙の3種類の調査に分けられている。なお、昭和47年から甲調査は、法人組織の商店に、乙調査は、個人商店について行うように改められた。昭和35年、41年には事業所統計調査との同時実施がなされた。昭和54年調査では調査期日を6月1日に変更するとともに、丙調査の調査票を「丙」及び「丙の2」に分割、「売場面積」の定義変更（「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調査に関する法律」（昭和48年法律第109号）に規定する定義に一致）、来客専用駐車場の有無等の調査項目の追加等が行われた。昭和57年調査では、来客専用駐車場の有無にかえて「開店時刻及び閉店時刻」及び「ボランティアチェーン又はフランチャイズ・チェーン組織への加盟の有無」の調査項目が追加された。また、「丙の2」調査は、昭和57年調査において他計方式に改められ、昭和61年調査からは中止されている。昭和60年から、財政等の事情により、甲・乙調査と丙調査が2年にわたり分離実施され、また、丙調査は平成4年調査をもって中止されている。昭和60年、63年及び平成3年に甲・乙調査、昭和61年、平成元年及び4年に丙調査が実施された。昭和63年調査では、甲調査と乙調査の調査票が一枚化された。平成3年には、長崎県の島原市及び深江町については雲仙不普賢岳の噴火災害により調査の範囲から除外された。平成4年には、飲食店における来客用駐車場の有無の項目が追加された。平成11年には、事業所・企業統計調査と本調査（簡易調査）を共通の調査票により同時実施された（他調査との共

通の調査票による同時実施については、平成16年において、事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査との間でも行われた。平成14年には、国に属する事業所の追加、チェーン組織への加盟の有無の項目の復活、電子商取引の有無の項目の追加、本社等一括調査方式の一部導入がなされた。平成24年調査は、経済センサス・活動調査の実施に伴い、その2年後に実施するように変更された。なお従前行われていた、商業統計調査(簡易調査)は、報告者負担軽減の観点から経済センサスの創設に伴い廃止し、簡易調査において調査している商業政策上必要な事項(商品販売額、売場面積等)については、平成24年度に実施される経済センサス・活動調査において引き続き調査することとされた。平成26年調査は、経済センサス・基礎調査と調査実施年が重なったため、両調査を一体的に実施することとした。

【調査の構成】 1 - 商業統計調査票

【公表】 経済産業大臣は集計の結果をインターネット、刊行物及び閲覧により公表する。閲覧の方法(CD-ROMに記録したものをディスプレイ画面に表示する方法により閲覧又は電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧)

【備考】 今回の変更は、調査事項の変更、調査期日の変更、調査対象期間の変更、調査方法の変更である。

【調査票名】 1 - 商業統計調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)"商業調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類I - 卸売業、小売業」に属する事業所(国及び地方公共団体に属する事業所を除く。以下「調査事業所」という。)について行う。商業調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

" (抽出枠)調査事業所の管理責任者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約1,716,000 (配布)調査員、郵送、オンライン (取集)調査員、郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)商業調査は、経済センサス・活動調査実施の2年後の7月1日現在によって行う。ただし、調査事項の7、8、9、15、16「並びに17の(3)(5)及び(6)は、基準となる期日の前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。また、調査事項、17の(4)のうち、年初商品手持額は基準となる期日の前年の1月1日、年末商品手持額は12月末日現在によって行う。(系統)経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年。ただし、平成26年調査から次の調査の実施年までは4年とする。（実施期日）調査の基準となる期日以後6か月以内

【調査事項】 1.事業所の名称及び電話番号、2.事業所の所在地、3.経営組織及び資本金額又は出資金額、4.本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号、5.事業所の開設時期、6.従業者数等、7.年間商品販売額等、8.年間商品販売額の販売方法別割合、9.年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合、10.セルフサービス方式採用の有無、11.売場面積、12.営業時間、13.来客用駐車場の有無及び収容台数、14.チェーン組織への加盟の有無、15.年間商品仕入額の仕入先別割合、16.年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合、17.企業の事業所数等（1）商業事業所数、（2）従業者数、（3）年間商品販売額、（4）年初及び年末商品手持額、（5）年間商品仕入額、（6）電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

一般統計調査の承認

【調査名】 住生活総合調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月3日

【実施機関】 国土交通省住宅局住宅政策課

【目的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査結果のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査結果のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査 調査票

【公表】 インターネット、印刷物

【調査票名】 1 - 住生活総合調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）総務省統計局が行う平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（抽出枠）H22年国勢調査の調査区（約94万）から抽出されたH25年住宅・土地統計調査の調査区（約20.6万）のうち、甲票の対象となる調査区（約17.6万）を抽出。1調査区当たりの標本数を7世帯とした上で、所要の結果精度を確保するために必要な調査区数（11480）を抽出。調査票の目標回収率を90.0%とし、1調査区当たりの調査対象世帯数を8世帯と設定（7世帯÷8世帯＝87.5%）。各調査区（約50世帯）ごとに、H25年住宅・土地統計調査で抽出される調査対象世帯（約17世帯）から8世帯を抽出する。その結果として、調査対象世帯数は約11480調査区×8世帯＝91840世帯？約92000世帯となる。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）92,000 / 52,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）国土交通省 - 都道府県 - （市区町村等） - 統計指導員 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日（予定）

【調査事項】 1. 要介護認定、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価、3. 最近5年間の居住状況の変化、4. 今後の住まい方、5. 現住居以外の住宅、6. 子どもとの住まい方など、7. 世帯の住居費など、8. 現在の住宅の建築時期

【調査名】 全国輸出入コンテナ貨物流動調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月8日

【実施機関】 国土交通省港湾局計画課企画室

【目的】 本調査は、港湾を取り巻く物流の内、重要な役割を占める外貿コンテナ貨物について、生産地から仕向国まで、あるいは、原産国から消費地までの流動実施を一貫して把握することにより、我が国の外貿コンテナ物流の全容を明らかにし、今後の港湾の整備や管理運営のための基礎資料を得ることを目的とするものである。

【調査の構成】 1 - 全国輸出コンテナ貨物流動調査票（システム申告）、2 - 全国輸出コンテナ貨物流動調査票（マニュアル申告）、3 - 全国輸入コンテナ貨物流動調査票（システム申告）、4 - 全国輸入コンテナ貨物流動調査票（マニュアル申告）

【公表】 インターネット（e-Stat及び国土交通省ホームページ等）及び印刷物

【調査票名】 1 - 全国輸出コンテナ貨物流動調査票（システム申告）

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）平成25年11月にコンテナ貨物を税関に輸出入申告する通関業者等（抽出枠）通関業法（昭和42年法律第122号）に基づく通関業の許可を受けた通関業者及び通関業者を利用せず自ら輸出入申告をする者

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,300（配布）郵送・オンライン・その他（収集）郵送・オンライン・その他（記入）自計（把握時）平成25年11月1日～11月30日（系統）国土交通省（本省）- 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月15日～12月14日

【調査事項】 1. 貨物の生産地、2. 申告時の蔵置場所、3. コンテナ詰め場所、4. 詰め場所から船積場所までの輸送手段、5. 仕向港、6. 最終の船卸港、7. 申告貨物のフレートトン及び単位

【調査票名】 2 - 全国輸出コンテナ貨物流動調査票（マニュアル申告）

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）平成25年11月にコンテナ貨物を税関に輸出入申告する通関業者等（抽出枠）通関業法（昭和42年法律第122号）に基づく通関業の許可を受けた通関業者及び通関業者を利用せず自ら輸出入申告をする者

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,300（配布）郵送・オンライン・その他（収集）郵送・オンライン・その他（記入）自計（把握時）平成25年11月1日～11月30日（系統）国土交通省（本省）- 民間事業者

- 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月15日~12月14日

【調査事項】 1. 申告年月日、2. 積込港、3. 積載船(機)名、4. 仕向地、5. 申告番号、6. 申請時の蔵置場所、7. 統計品目番号、8. 数量、9. 申告価格、10. 貨物の生産地、11. 申告時の蔵置場所、12. コンテナ詰め場所、13. 詰め場所から船積場所までの輸送手段、14. 仕向港、15. 最終の船卸港、16. 申告貨物のフレートトン及び単位

【調査票名】 3 - 全国輸入コンテナ貨物流動調査票(システム申告)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)平成25年11月にコンテナ貨物を税関に輸出入申告する通関業者等 (抽出枠)通関業法(昭和42年法律第122号)に基づく通関業の許可を受けた通関業者及び通関業者を利用せず自ら輸出入申告をする者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,300 (配布)郵送・オンライン・その他 (収集)郵送・オンライン・その他 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日~11月30日 (系統)国土交通省(本省) - 民間事業者
- 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月15日~12月14日

【調査事項】 1. 貨物の消費地、2. 申告時の蔵置場所、3. コンテナ取出場所、4. 船卸場所から取出場所までの輸送手段、5. 最初の船積港、6. 仕出港、7. 申告貨物のフレートトン及び単位

【調査票名】 4 - 全国輸入コンテナ貨物流動調査票(マニュアル申告)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)平成25年11月にコンテナ貨物を税関に輸出入申告する通関業者等 (抽出枠)通関業法(昭和42年法律第122号)に基づく通関業の許可を受けた通関業者及び通関業者を利用せず自ら輸出入申告をする者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,300 (配布)郵送・オンライン・その他 (収集)郵送・オンライン・その他 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日~11月30日 (系統)国土交通省(本省) - 民間事業者
- 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月15日~12月14日

【調査事項】 1. 申告年月日、2. あて先、3. 船(取)卸港、3. 積載船(機)名、4. 原産地、5. 積出地5. 申告番号、6. 蔵置場所、7. 蔵入、移入又は総保入先、8. 統計品目番号、9. 数量、10. 申告価格、11. 貨物の消費地、12. 申告時の蔵置場所、13. コンテナ取出場所、14. 船卸場所

から取出場所までの輸送手段、 15 . 最初の船積港、 16 . 仕出港、 17 .
申告貨物のフレートトン及び単位

【調査名】 学術情報基盤実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月11日

【実施機関】 文部科学省学術研究振興局参事官（情報担当）付

【目的】 本調査は、大学における学術情報基盤の実情を具体的に把握し、関係諸施策推進に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大学図書館編調査票（中央図書館記入用） 2 - 大学図書館編調査票（分館及び部局図書館・室記入用） 3 - コンピュータ及びネットワーク編調査票

【公表】 インターネット及び印刷物

【調査票名】 1 - 大学図書館編調査票（中央図書館記入用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）図書館 （属性）国公立の大学 （抽出枠）全国大学一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）778 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施期間：9月15日～10月31日、提出期限：毎年11月

【調査事項】 1. 図書館・室の職員数（職務内容別内訳、資格、臨時職員内訳）、2. 施設・設備（用途別面積、閲覧座席数、書架収容力、図書館利用者用端末台数）、3. 蔵書数（印刷物の蔵書数、電子情報資源の利用可能種類数、視聴覚資料の所蔵数）、4. 図書・雑誌受入数（図書受入数、雑誌受入数）、5. サービス状況（開館状況、館外貸出冊数、参考業務（レファレンス・サービス）利用件数、文献複写件数、図書館間相互協力）、6. 経費（図書館資料費の内訳、図書館・室運営費の内訳）、7. 外部委託業務、8. 図書館の公開状況、9. 他機関との連携について、10. 電子図書館的機能、11. 機関リポジトリについて、12. アクティブ・ラーニング・スペースについて、13. 課題（組織・運営面、経費・設備面、機能面、サービス面、その他）

【調査票名】 2 - 大学図書館編調査票（分館及び部局図書館・室記入用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）図書館 （属性）国公立の大学 （抽出枠）全国大学一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）714 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施期間：9月15日～10月31日、

提出期限：毎年11月

【調査事項】 1. 図書館・室の職員数（職務内容別内訳、資格、臨時職員内訳）、2. 施設・設備（用途別面積、閲覧座席数、書架収容力、図書館利用者用端末台数）、3. 蔵書数（印刷物の蔵書数、電子情報資源の利用可能種類数、視聴覚資料の所蔵数）、4. 図書・雑誌受入数（図書受入数、雑誌受入数）、5. サービス状況（開館状況、館外貸出冊数、参考業務（レファレンス・サービス）利用件数、文献複写件数、図書館間相互協力）、6. 経費（図書館資料費の内訳、図書館・室運営費の内訳）、7. 外部委託業務、8. 図書館の公開状況、9. 他機関との連携について、10. 電子図書館的機能

【調査票名】 3 - コンピュータ及びネットワーク編調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）図書館 （属性）国公立の大学 （抽出枠）全国大学一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）778 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施期間：9月15日～10月31日、提出期限：毎年11月

【調査事項】 1. 組織・運営体制（情報戦略の策定状況、管理運用組織、業務の外部委託の状況）、2. 学内LAN（学内ネットワーク）の整備状況、3. ネットワーク装置等整備状況、4. 教育への活用（情報リテラシー教育、ネットワークを介した遠隔教育、講義のデジタルアーカイブ化）、5. セキュリティ対策の実施状況、6. 高速計算機保有・利用状況、7. クラウドの運用状況、8. 課題（組織・人員面、経費面、設備面、その他）

【調査名】 6次産業化総合調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月18日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 本調査は、農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を2010年世界農林業センサス結果を基に総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備するために実施する。漁業経営体等における6次産業化業態別調査票：本調査は、漁業者等による水産物加工の取組や水産物直売所を利用した消費者への直接販売の取組を調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備するために実施する。

【調査の構成】 1 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農産加工・農産物直売所・観光農園用）2 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農家レストラン用）3 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農家民宿用）4 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（輸出用）5 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票（水産加工用）6 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票（水産物直売所用）

【公表】 インターネット及び印刷物「農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票」概要：調査実施年の翌年3月下旬、詳細：調査実施年の翌年8月下旬、「漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票」概要：調査実施年の翌年3月下旬、詳細：調査実施年の翌年8月下旬）

【調査票名】 1 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（農産加工・農産物直売所・観光農園用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業者等 （属性）農産加工、農産物直売所及び観光農園を営んでいる農業経営体並びに農業協同組合等が運営する農産加工場及び農業共同組合等が開設する農産物直売所を対象とする。（抽出枠）平成23年度農業・農村の6次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）2,855 / 26,100（農産加工用）、4,394 / 21,200（農産物直売所用）、1,833 / 8,500（観光農園用）（配布）郵送・職員（収集）郵送・職員（記入）併用（把握時）調査実施年の前年4月1日～3月31日（系統）農林水産省 - 報告者（配布）農林水産省 - 地域センター等 - 報告者（回収）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月上旬～11月下旬

【調査事項】 1. 農産加工・農産物直売所・観光農園の概要、事業内容・運用形態、2.

農産加工（１）農産加工の販売金額、（２）年間稼働日数、（３）生産した加工品名、販売金額割合、（４）農産物加工品の販売状況（販売先別販売金額割合及び販売地域別販売金額割合、（５）加工原料の仕入状況（品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合、（６）他産業との連携の有無、（７）農産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、（８）経営方針の決定に参画している男女別従事者数、３．農産物直売所（１）農産物直売所の販売金額、（２）農産物の販売状況（品目別販売金額割合、品目別産地別販売金額割合、（３）営業期間、（４）農産物直売所における農産物、農産加工品の販売先、（５）農産物直売所の施設形態及び売場面積、（６）農産物直売所における購入者数、（７）農産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、４．観光農園（１）観光農園の販売金額、（２）取扱品目、（３）営業日数及び利用者数、（４）観光農園における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 ２ - 農業・農村の６次産業化総合調査 ６次産業化業態別調査票（農家レストラン用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業者等 （属性）農家レストランを営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営するレストランを対象とする。（抽出枠）平成２３年度農業・農村の６次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）９１２／１，３００ （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員 （記入）併用 （把握時）調査実施年の前年４月１日～３月３１日 （系統）農林水産省 - 報告者（配布）農林水産省 - 地域センター等 - 報告者（回収）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年１０月上旬～１１月下旬

【調査事項】 １．農家レストラン（１）農家レストランの運営形態、（２）農家レストランの販売金額、（３）営業日数及び利用者数、（４）食材の仕入状況（品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合）、（５）農家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 ３ - 農業・農村の６次産業化総合調査 ６次産業化業態別調査票（農家民宿用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農家民宿を営んでいる農業経営体を対象とする。（抽出枠）平成２３年度農業・農村の６次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）７１３／１，８００ （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員 （記入）併用 （把握時）調査実施年の前

年4月1日～3月31日（系統）農林水産省 - 報告者（配布）、農林水産省 - 地域センター等 - 報告者（回収）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～11月下旬

【調査事項】1. 農家民宿（1）農家民宿の運営形態、（2）農家民宿の販売金額、（3）営業日数及び宿泊者数、（4）食材の仕入状況（品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合）、（5）農家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】4 - 農業・農村の6次産業化総合調査 6次産業化業態別調査票（輸出用）

【調査対象】（地域）全国（単位）農業者等（属性）農産物の輸出を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等を対象とする。（抽出枠）平成23年度農業・農村の6次産業化総合調査及び母集団名簿

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）200（配布）郵送・職員（取集）郵送・職員（記入）併用（把握時）調査実施年の前年4月1日～3月31日（系統）農林水産省 - 報告者（配布）、農林水産省 - 地域センター等 - 報告者（回収）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～11月下旬

【調査事項】1. 輸出（1）輸出事業の運営形態、（2）農産物の輸出金額、（3）輸出手続きの実施者、（4）農産物の輸出状況（品目別の輸出金額、輸出量、相手国名及び相手国別輸出金額割合）、（5）輸出事業における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】5 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票（水産加工用）

【調査対象】（地域）全国（単位）漁業者等（属性）海面漁業経営体並びに沿海地区の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が運営する水産加工場（抽出枠）平成24年度漁業・漁村の6次産業化調査及び母集団名簿

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）802/1,600（配布）郵送・職員（取集）郵送・職員（記入）併用（把握時）調査実施年の前年4月1日～3月31日（系統）農林水産省 - 報告者（配布）、農林水産省 - 地域センター等 - 報告者（回収）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～11月下旬（ただし、漁業センサス実施年は8月上旬～9月下旬）

【調査事項】1. 水産加工（1）水産加工の運営形態、（2）水産加工品の販売金額、（3）年間稼働日数、（4）生産した加工品名及び販売金額割合、販売先別販売金額割合、（5）加工原料の仕入状況（品目別仕入金額及び品目別産地

別仕入金額割合)、(6)水産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査票名】 6 - 漁業・漁村の6次産業化調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票(水産物直売所用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)漁業者等 (属性)海面漁業経営体、漁業協同組合等が運営する水産物直売所 (抽出枠)平成24年度漁業・漁村の6次産業化調査及び母集団名簿

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)475/600 (配布)郵送・職員 (収集)郵送・職員 (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年4月1日~3月31日 (系統)農林水産省-報告者(配布)、農林水産省-地域センター等-報告者(回収)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬~11月下旬(ただし、漁業センサス実施年は8月上旬~9月下旬)

【調査事項】 1.水産物直売所(1)水産物直売所の運営形態、(2)水産物直売所の販売金額、(3)品目別販売金額割合、品目別産地別販売金額割合、(4)営業期間、施設形態、売場面積及び購入者数、(5)水産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

【調査名】 健康保険・船員保険被保険者実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月24日

【実施機関】 厚生労働省保険局調査課

【目的】 本調査は、健康保険及び船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所又は船舶所有者の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「健康保険被保険者実態調査」として昭和41年に開始され、以後毎年実施されてきた。旧政府管掌健康保険（現全国健康保険協会管掌健康保険）及び船員保険の保険者が国から全国健康保険協会に変更になったことに伴い、平成22年度から当該保険を調査対象に含め、調査名についても「健康保険・船員保険被保険者実態調査」に変更した。

【調査の構成】 1 - 健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票 2 - 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票 3 - 船員保険被保険者調査票

【公表】 インターネット（調査実施年翌年の11月）

【調査票名】 1 - 健康保険組合管掌健康保険被保険者調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）組合 （属性）健康保険組合

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,400 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施年10月の1か月間） （系統）配布：厚生労働省 - 報告者、回収：報告者 - 地方厚生（支）局 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～11月30日

【調査事項】 1. 被保険者の状況（1）適用区分、（2）事業所の都道府県番号、（3）事業所の業態番号、（4）事業所の被保険者数、（5）性別、（6）生年月日、（7）被保険者等の区分、（8）資格取得時期、（9）標準報酬月額、（10）標準賞与額、（11）介護保険の該当有無、（12）基準収入額適用申請有無、（13）（加入者の場合）加入前に適用されていた医療保険制度、（14）（脱退者の場合）脱退後に適用される医療保険制度、2. 被扶養者の状況（1）性別、（2）生年月日、（3）続柄、（4）扶養開始時期、（5）介護保険の該当有無

【調査票名】 2 - 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）協会 （属性）全国健康保険協会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施年の

前年10月1日～調査実施年の9月30日）（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月下旬～11月30日

【調査事項】 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者：1．被保険者の状況（1）適用区分、（2）事業所の都道府県番号、（3）事業所の業態番号、（4）事業所の被保険者数、（5）性別、（6）生年月日、（7）被保険者等の区分、（8）資格取得時期、（9）標準報酬月額、（10）標準賞与額、（11）介護保険の該当有無、（12）基準収入額適用申請有無、（13）（加入者の場合）加入前に適用されていた医療保険制度、（14）（脱退者の場合）脱退後に適用される医療保険制度、2．被扶養者の状況（1）性別、（2）生年月日、（3）続柄、（4）扶養開始時期、（5）介護保険の該当有無、健康保険法第3条第2項被保険者：1．被保険者の状況（1）適用区分、（2）事業所の都道府県番号、（3）事業所の業態番号、（4）事業所の被保険者数、（5）性別、（6）生年月日、（7）被保険者等の区分、（8）資格取得時期、（9）介護保険の該当有無、（10）（加入者の場合）加入前に適用されていた医療保険制度、（11）（脱退者の場合）脱退後に適用される医療保険制度、2．被扶養者の状況（1）性別、（2）生年月日、（3）続柄、（4）扶養開始時期、（5）介護保険の該当有無

【調査票名】 3 - 船員保険被保険者調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）協会（属性）全国健康保険協会

【調査方法】（選定）全数（客体数）1（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施年の前年10月1日～調査実施年の9月30日）（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月下旬～11月30日

【調査事項】 1．被保険者の状況（1）適用区分、（2）船舶所有者の都道府県番号、（3）船舶所有者が使用する船員の数、（4）性別、（5）生年月日、（6）被保険者等の区分、（7）資格取得時期、（8）標準報酬月額、（9）標準賞与額、（10）介護保険の該当有無、（11）基準収入額適用申請有無、（12）（加入者の場合）加入前に適用されていた医療保険制度、（13）（脱退者の場合）脱退後に適用される医療保険制度、2．被扶養者の状況（1）性別、（2）生年月日、（3）続柄、（4）扶養開始時期、（5）介護保険の該当有無

【調査名】 平成23年産業連関構造調査(輸入品需要先調査)(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年7月29日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室

【目的】 平成23年産業連関表のうち、各セルの輸入品取引額を特掲するため、輸入品の品目別需要先の推計に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成23年産業連関構造調査(輸入品需要先調査)

【公表】 「平成23年(2011年)産業連関構造調査の集計結果(輸入品需要先調査結果)」として、インターネット(経済産業省のホームページ及びe-stat)により公表する

【調査票名】 1 - 平成23年産業連関構造調査(輸入品需要先調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類の「I卸売業、小売業」の卸売業のうち経済産業省が指定する別紙1「調査品目一覧表」に掲げる商品を卸売販売している企業(抽出枠)平成19年商業統計調査の名簿から、輸入品を直接仕入れ、かつ、調査対象分類に掲げる商品を卸売販売している事業所について企業単位に名寄せし、調査対象分類ごとに年間商品販売額規模の大きい順に抽出した企業を調査の対象とする。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)500/170,000 (配布)調査員・郵送 (収集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年暦年 (系統)経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年8月~10月

【調査事項】 1.企業名、2.所在地、3.調査品目別の輸入額(CIF価格)、4.販売先業種内訳

【調査名】 平成23年産業連関構造調査(商業マージン調査)(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年7月29日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室

【目的】 平成23年産業連関表を作成する過程で必要となる各産業部門間の「財」の取引に伴う商業マージンの推計に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成23年産業連関構造調査(商業マージン調査)

【公表】 「平成23年(2011年)産業連関構造調査の集計結果(商業マージン調査結果)」として、インターネット(経済産業省のホームページ及びe-stat)により公表する。

【調査票名】 1 - 平成23年産業連関構造調査(商業マージン調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類の「I卸売業、小売業」のうち経済産業省が指定する別紙1-1「調査品目一覧表(卸売業)」、別紙1-2「調査品目一覧表(小売業)」及び別紙1-3「調査品目一覧表(百貨店、総合スーパー)」に掲げる商品を卸売、小売している企業(抽出枠)平成19年商業統計調査の名簿から、調査対象分類に掲げる商品を卸売、小売している事業所について企業単位に名寄せし、調査対象分類ごとに年間商品販売額規模の大きい順に抽出した企業を調査対象とする。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)500/430,000 (配布)調査員・郵送 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年暦年 (系統)経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年8月~10月

【調査事項】 1.企業名、2.所在地、3.消費税の扱い、4.調査品目別の年間商品販売額、5.商業マージン、6.主要販売先

【調査名】 専門量販店販売統計調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年7月29日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

【目的】 本調査は、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの販売動向を把握することで、景気動向の判断材料とするとともに、商業に関する施策の立案に必要な基礎データを得ることを目的としている。

【調査の構成】 1 - 家電大型専門店調査票、2 - ドラッグストア調査票、3 - ホームセンター調査票

【公表】 速報及び確報とも、集計結果をインターネット（経済産業省のホームページ及びe - s t a t）及び印刷物により公表する。

【調査票名】 1 - 家電大型専門店調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる細分類5931 - 電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932 - 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。（抽出枠）家電大型専門店（日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる細分類5931 - 電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932 - 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所のうち売場面積が500㎡以上のもの）を10店舗以上有する企業。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）30 / 1,470,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）提出期限は、調査月の翌月15日

【調査事項】 1 . 企業名及び所在地、2 . 商品販売額、3 . 都道府県別商品販売額、4 . 月末店舗数、5 . 期末商品手持額

【調査票名】 2 - ドラッグストア調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる細分類6031 - ドラッグストアに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。（抽出枠）ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）60 / 1,470,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）提出期限は、調査月の翌月15日

【調査事項】 1 . 企業名及び所在地、2 . 商品販売額、3 . 都道府県別商品販売額、4 .
月末店舗数、5 . 期末商品手持額

【調査票名】 3 - ホームセンター調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる細分類
6091 - ホームセンターに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が
指定するもの。(抽出枠) ホームセンターを10店舗以上有する企業もし
しくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 60 / 1,470,000 (配布) 郵送・
オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末
日現在 (系統) 経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 毎月 (実施期日) 提出期限は、調査月の翌月15日

【調査事項】 1 . 企業名及び所在地、2 . 商品販売額、3 . 都道府県別商品販売額、4 .
月末店舗数、5 . 期末商品手持額

【調査名】 21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年7月31日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成14年成年者を対象に、平成14年から開始された。その後、平成24年に、平成24年成年者用調査票が新たに設けられ、従来の平成14年成年者に加え、平成24年成年者に係る調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 【平成14年成年者】女性票 2 - 【平成14年成年者】男性票 3 - 【平成24年成年者】女性票 4 - 【平成24年成年者】男性票

【公表】 インターネット(調査実施年の翌々年3月)

【調査票名】 1 - 【平成14年成年者】女性票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成14年10月末時点で20歳～34歳であった女性(及びその配偶者(ただし、平成24年調査実施時まで把握した配偶者に限る)) (抽出枠)平成13年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,400/65,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～11月中旬

【調査事項】 1.就業の状況、2.現在の就業意欲、3.仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4.配偶者の有無、5.子供の状況、6.家計の状況 等

【調査票名】 2 - 【平成14年成年者】男性票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成14年10月末時点で20歳～34歳であった男性(及びその配偶者(ただし、平成24年調査実施時まで把握した配偶者に限る)) (抽出枠)平成13年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,300/65,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～11月中旬

【調査事項】 1.就業の状況、2.現在の就業意欲、3.仕事と子育ての両立支援制度

の利用状況、4．配偶者の有無、5．子供の状況、6．家計の状況 等

【調査票名】 3 - 【平成24年成年者】女性票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成24年10月末時点で20歳～29歳であった女性(及びその配偶者(ただし、平成24年調査実施時までに把握した配偶者に限る)) (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)20,000/27,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～11月中旬

【調査事項】 1．就業の状況、2．現在の就業意欲、3．仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4．配偶者の有無、5．子供の状況、6．家計の状況 等

【調査票名】 4 - 【平成24年成年者】男性票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成24年10月末時点で20歳～29歳であった男性(及びその配偶者(ただし、平成24年調査実施時までに把握した配偶者に限る)) (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)20,000/27,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月上旬～11月中旬

【調査事項】 1．就業の状況、2．現在の就業意欲、3．仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4．配偶者の有無、5．子供の状況、6．家計の状況 等

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 消費流出実態調査票（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月2日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部産業政策課

【目的】 本調査は、県外就労率の高い本県において、県外通勤者の消費行動を把握し、県外消費流出の実態を把握し、施策検討をおこなうための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費流出実態調査票

【調査票名】 1 - 消費流出実態調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位） （属性）奈良県在住の18歳から80歳男女のうち、県外通勤（通学）者又は通信販売を活用して商品を購入する者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）3,000 / 170,000 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時） （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成25年7月1日～7月25日

【調査事項】 1. 購入物品の詳細（購入頻度、購入額 等）、2. 買い物をする店の種類、3. 県外で買い物をする理由

【調査名】 大分都市圏総合都市交通体系実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月2日

【実施機関】 大分県土木建築部都市計画課

【目的】 本調査は、大分都市圏（5市1町）を対象とした交通実態調査（パーソントリップ調査）を実施し、大分都市圏総合都市交通計画策定のための基礎データの収集、整理を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - パーソントリップ調査票、2 - ターミナルOD調査票

【調査票名】 1 - パーソントリップ調査票

【調査対象】 （地域）大分都市圏（大分市、別府市、臼杵市、豊後大野市、由布市、日出町）（単位）世帯・個人（属性）世帯（5歳以上の者）（抽出枠）住民基本台帳を用いて、市町村別に層化無作為抽出により選定

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）70,000/300,000世帯 160,000/710,000人（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）25年9月下旬～11月上旬のうち1日（系統）大分県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年9月下旬～平成25年11月上旬

【調査事項】 1.現住所・性別・年齢・職業・勤務先、2.自動車・二輪車等保有台数・運転免許の保有状況、3.トリップ情報（誰が、いつ、どこへ、何の目的で、どの交通手段を利用したか）等

【調査票名】 2 - ターミナルOD調査票

【調査対象】（地域）大分県内（単位）（属性）大分空港、別府港、大分港、佐賀関港、臼杵港利用者（抽出枠）各調査地点において、無作為抽出により選定

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1.大分空港 360/800、2.別府港200/600、3.大分港200/600、4.佐賀関港200/600、5.臼杵港200/600（配布）調査員・郵送（収集）調査員・郵送（記入）自計（把握時）平成25年9月下旬～11月上旬のうち1日（系統）大分県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年9月下旬～平成25年11月上旬

【調査事項】 1.現住所・性別・年齢・職業、2.出発地・到着地、3.目的・利用交通手段等

【調査名】 生活環境保全条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月3日

【実施機関】 埼玉県環境部大気環境課

【目的】 本調査は、平成25年3月28日付健水発0328第1号厚生労働省健康局水道課長通知で「塩素処理によりアルデヒド類を高効率で生成しやすいことが明らかになった」とされた化学物質について、その取り扱い状況の把握及び取扱事業者の意見を聴取することにより、生活環境保全条例施行規則に定める特定化学物質への追加を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 生活環境保全条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査票

【調査票名】 1 - 生活環境保全条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域（ただし、生活環境保全条例の適用除外区域となっているさいたま市を除く）（単位）事業所（属性）製造業を営む県内事業所（さいたま市を除く）のうち、抽出枠の基準で選定した事業所（抽出枠）
1．生活環境保全条例に基づき平成24年度に取扱量を報告した事業所のうち燃料小売業、一般廃棄物処理業、医療業を除く全ての事業所（899事業所）
2．工業統計調査票甲及び乙、工業統計調査準備調査名簿（磁気媒体転写分）に記載されている事業所のうち、用途から対象物質を取り扱っている可能性の高い業種と考えられる化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鋳型製造業に属する全ての事業所から、上記に該当する事業所を除いたもの（358事業所）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,257（配布）郵送・その他（取集）郵送・その他（記入）自計（把握時）平成24年度1年間の実績（系統）県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年6月24日～7月22日

【調査事項】 1．調査対象物質を含有する製品の取り扱いの有無（ジメチルアミノエタノール、N,N-ジメチルエチルアミン、1,1-ジメチルグアニジン、テトラメチルエチレンジアミン、トリメチルアミン）、2．調査対象物質の平成24年度の実取扱量、3．化学物質安全データシート（MSDS）を提供するにあたっての問題点、4．平成24年度の実扱量は無いが、平成23年度以前に取り扱ったことがある場合、物質名と取り扱いをやめた理由

【調査名】 高知県介護事業所実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月3日

【実施機関】 高知県地域福祉部高齢者福祉課

【目的】 本調査は、高知県内の介護サービス事業所における従事者の状況などを把握し、人材確保対策の施策に活用するため。

【調査の構成】 1 - 高知県介護事業所実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 高知県介護事業所実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）事業所 （属性）介護サービス事業所（抽出枠）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の介護サービス事業所全数

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,200 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成25年7月1日 （系統）高知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年8月中旬～平成25年9月中旬

【調査事項】 1.事業所の所在地、2.事業所開設年、3.事業所の法人格（経営主体）、4.利用者数、5.要介護（要支援）度別利用者数、6.従業員数及び派遣労働者の受け入れ状況、7.従業員の就労状況、8.従業員の平均月額給与、9.従業員の職種別の充足状況、10.従業員の定着率、11.職員の早期離職防止及び定着促進の方策、12.人材育成の取り組み、13.教育・研修の状況、14.運営上の問題点、15.介護報酬改定に伴う対応

【調査名】 神戸市ひとり親家庭等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月3日

【実施機関】 神戸市企画調整局企画調整部調整課

【目的】 本調査は、ひとり親家庭の実態を把握し、今後のひとり親家庭施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 神戸市ひとり親世帯等実態調査 調査票（母子世帯・寡婦世帯用）
2 - 神戸市ひとり親世帯等実態調査 調査票（母子世帯・父子世帯用）

【調査票名】 1 - 神戸市ひとり親世帯等実態調査 調査票（母子世帯・寡婦世帯用）

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）世帯 （属性）ひとり親家庭 （抽出枠）
母子福祉団体たちばな会会員（926世帯）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）926 / 15,512 （配布）郵送 （収集）
郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市 - 民間
事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年7月16日～平成25年8
月16日

【調査事項】 1 . 仕事に関する事項、2 . 生活に関する事項、3 . 子どもに関する事項、
4 . 福祉施策に関する事項、5 . 養育費・面会交流に関する事項

【調査票名】 2 - 神戸市ひとり親世帯等実態調査 調査票（母子世帯・父子世帯用）

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）世帯 （属性）ひとり親家庭 （抽出枠）
住民基本台帳の「配偶者のない女（男）と、その20歳未満の子どもを含む
世帯」（14,586世帯）から5,000世帯を系統抽出法による

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 15,512 （配布）郵
送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）
神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年7月16日～平成25年8
月16日

【調査事項】 1 . 仕事に関する事項、2 . 生活に関する事項、3 . 子どもに関する事項、
4 . 福祉施策に関する事項、5 . 養育費・面会交流に関する事項

【調査名】 平成25年度大学生の食生活等生活習慣調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月4日

【実施機関】 愛知県健康福祉部健康対策課

【目的】 本調査は、平成25年3月に策定された「健康日本21あいち新計画」の栄養・食生活分野の目標項目では、20～60歳代男性の肥満者の割合と20～30歳代女性のやせの割合の減少を重点的に取り組むこととしている。また平成23年度に策定された「あいち食育いきいきプラン2015」（第2次食育推進計画）の食育目標として、朝食の欠食割合を示しその減少に向けて推進しているおり、目標達成に向け、若年期からの規則正しい生活習慣を確立が急務である。以上のことから、環境が大きく変化し生活が不規則になりがちな大学生を対象として食生活等の状況調査を実施し、その結果から課題を分析し、学生が自ら自分に見合った食事の摂り方や健康的な生活習慣が実践できるよう一層の働きかけを行い生活習慣病予防対策の一助とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年度大学生の食生活等生活習慣調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年度大学生の食生活等生活習慣調査 調査票

【調査対象】 （地域）瀬戸保健所、春日井保健所、半田保健所、知多保健所管内に所在地がある5大学 （単位）個人 （属性）大学生 （抽出枠）愛知県が該当大学の担当教員から紹介を受け、作成した名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 30,300 （配布）保健所の担当者 （収集）保健所の担当者 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）愛知県 - 保健所担当者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年8月26日～平成26年1月30日

【調査事項】 1．朝食摂取状況等の食生活状況、2．栄養成分表示認識状況、3．体型の認識状況、4．身長、5．体重等

【調査名】 児童生徒の食に関する実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月5日

【実施機関】 長野県教育委員会事務局保健厚生課

【目的】 本調査は、児童生徒の食生活等に関する実態を継続的に把握し、学校における食育推進のための基礎資料とするとともに、食育推進計画等の目標・指標の進捗管理、評価のための資料を得ることを目的とする。また、児童生徒の食生活等の課題を明らかにすることにより、学校における食に関する指導の充実を図る。

【調査の構成】 1 - 児童生徒の食に関する実態調査 調査票（児童生徒用） 2 - 児童生徒の食に関する実態調査 調査票（学級担任用）

【調査票名】 1 - 児童生徒の食に関する実態調査 調査票（児童生徒用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）個人 （属性）県内の公立小学校の5年生及び公立中学校の2年生（抽出枠）児童生徒については、学校基本調査により把握した県内の公立小学校の5年生及び公立中学校2年生の数から対象を選定

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）40,256 （配布）市町村教育委員会経由で各学校に配布（収集）その他（記入）自計（把握時）7月第2週の火曜日～金曜日（系統）長野県教育委員会 - 長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 - 市町村教育委員会 - 学校（児童生徒）

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）7月第2週の火曜日～金曜日

【調査事項】 1. 生活リズム（就寝・起床時間、体調・運動等の状況）、2. 食生活（朝食、共食、家庭の食事等の状況）、3. 学校給食に対する意識等

【調査票名】 2 - 児童生徒の食に関する実態調査 調査票（学級担任用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）個人 （属性）県内の公立小学校の5年生及び公立中学校の2年生の学級担任（抽出枠）学級担任については、学校基本調査により把握した県内の公立小学校の5年生及び公立中学校の学級数から対象を選定

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,401 （配布）市町村教育委員会経由で各学校に配布（収集）その他（記入）自計（把握時）7月第2週の火曜日～金曜日（系統）長野県教育委員会 - 長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会 - 市町村教育委員会 - 学校（学級担任）

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）7月第2週の火曜日～金曜日

【調査事項】 1. 食に関する指導の状況等

- 【調査名】 福岡市男女共同参画社会に関する調査（平成25年届出）
- 【受理年月日】 平成25年7月4日
- 【実施機関】 福岡市市民局男女共同参画部
- 【目的】 本調査は、市民の男女共同参画に関する意識や現状を把握し、時期基本計画策定及び今後の施策展開の基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 - 福岡市男女共同参画社会に関する調査票
- 【調査票名】 1 - 福岡市男女共同参画社会に関する調査票
- 【調査対象】 （地域）福岡市内 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出枠）
住民基本台帳から無作為抽出
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,500 （配布）郵送 （収集）郵送
（記入）自計 （把握時）平成25年8月10日 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者
- 【周期・期日】 （周期）5年毎 （実施期日）平成25年8月10日から25年8月31日まで
- 【調査事項】 男女共同参画社会について

【調査名】 佐賀県民のスポーツに関する意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月8日

【実施機関】 佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課

【目的】 本調査は、佐賀県民のスポーツ実態を把握し、平成25年度策定予定の「佐賀県スポーツ振興基本計画（仮称）」の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 佐賀県民のスポーツに関する意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 佐賀県民のスポーツに関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の個人 （抽出
枠）住民基本台帳又は選挙人名簿抄本

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000/670,000 （配布）
郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施前年8月から調査
実施年7月まで （系統）佐賀県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）10年 （実施期日）8月1日～8月30日

【調査事項】 1. 報告者について、2. スポーツ活動について、3. スポーツクラブに
ついて、4. 総合型地域スポーツクラブ、5. 地域のスポーツ振興、6. ス
ポーツボランティア、7. スポーツ施設の利用、8. スポーツ指導者につい
て、9. スポーツイベントについて、10. スポーツ観戦、11. スポーツ
情報、12. スポーツ課のHPの利用状況

【調査名】 再生医療・周辺サポートビジネスに関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月8日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 再生医療の発展のためには、再生医療製品の实用化はもとより、再生医療の实用化を支える周辺産業（細胞培養のための試薬、細胞の加工施設・培養機器・評価機器、輸送サービス等。創薬応用を含む）の振興が重要と思われる。本調査は、そのため再生医療関連分野に参入可能と考えられる大阪府内のものづくり企業の参入意向（現状）を把握し、参入に際しての課題や支援策について検討することを目的としている。

【調査の構成】 1 - 再生医療・周辺サポートビジネスに関する調査票

【調査票名】 1 - 再生医療・周辺サポートビジネスに関する調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位） （属性）日本標準産業分類で、「製造業」のうち、「医薬品製造業」「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」「光学機械器具・レンズ製造業」「医療用機械器具・医療用品製造業」に属する企業。及び「学術研究、専門・技術サービス業」のうち、「その他の技術サービス業」に属する企業。（抽出枠）バイオ振興課が所有する企業名簿 「大阪府内ライフサイエンス関連企業一覧」に掲載されている全事業所を対象とする。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）803 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年7月1日 （系統）大阪府 - 公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年7月29日～8月9日

【調査事項】 1. 企業概要、2. ライフサイエンス分野の取組、3. 再生医療・再生医療周辺サポートビジネスの内容、4. 公的支援策

【調査名】 さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査

【受理年月日】 平成25年7月10日

【実施機関】 さいたま市環境局環境共生部環境対策課

【目的】 本調査は、平成25年3月28日付健水発0328第1号厚生労働省健康局水道課長通知で「塩素処理によりアルデヒド類を高効率で生成しやすいことが明らかになった」とされた化学物質について、その取り扱い状況の把握及び取扱事業者の意見を聴取することにより、さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則に定める特定化学物質への追加を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査票

【調査票名】 1 - さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則に定める特定化学物質の見直しに関する調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)事業所 (属性)製造業を営む市内事業所のうち、抽出枠の基準で選定した事業所 (抽出枠) さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき平成24年度に取扱量を報告した事業所のうち燃料小売業、一般廃棄物処理業、医療業を除く全ての事業所(61事業所) 工業統計調査票甲及び乙、工業統計調査準備調査名簿(磁気媒体転写分)に記載されている事業所のうち、用途から対象物質を取り扱っている可能性の高い業種と考えられる化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鋳型製造業に属する全ての事業所から、上記 に該当する事業所を除いたもの(84事業所)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)145 (配布)郵送 (取集)郵送・FAX (記入)自計 (把握時)平成24年度1年間の実績 (系統)さいたま市報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年7月12日～8月7日

【調査事項】 1. 調査対象物質を含有する製品の取り扱いの有無(ジメチルアミノエタノール(108-01-0)、N,N-ジメチルエチルアミン(598-56-1)、1,1-ジメチルグアニジン(6145-42-2)、テトラメチルエチレンジアミン(110-18-9)、トリメチルアミン(75-50-3))、2. 調査対象物質の平成24年度の取扱量、3. 化学物質安全データシート(MSDS)を提供するにあたっての問題点、4. 平成24年度の取り扱いはないが、平成23年度以前に取り扱ったことがある場合、物質名と取り扱いをやめた理由

【調査名】 奈良県耕畜連携畜産たい肥利用促進調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月11日

【実施機関】 奈良県農林部畜産課

【目的】 本調査は、たい肥の需給実態、耕種ニーズを調査し、今後の耕畜連携の取組を円滑に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - たい肥利用調査票

【調査票名】 1 - たい肥利用調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）農家 （属性）耕種農家 （抽出枠）畜産農家の多い宇陀、五條及び吉野のエコファーマー「奈良県エコファーマーのご紹介」から抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）200 / 621 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成25年7月12日 （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年7月12日～平成25年1月11日

【調査事項】 1 . 畜産たい肥の利用状況、2 . 畜産たい肥の利用の意向、3 . 作付作物、作付面積、作付回数及び畜産たい肥の利用時期、4 . 利用肥料、5 . 利用たい肥の種類、年間購入量等、6 . 利用畜産たい肥の種類、年間購入量等、7 . 畜産たい肥の購入先、8 . 今後の畜産たい肥利用量増加の可否及び増加量、9 . 肥料の使用量、10 . 畜産たい肥を利用するメリット、11 . 畜産たい肥未利用の理由、12 . 畜産たい肥に求める改善点、13 . たい肥リスト掲載情報への要望、14 . マッチング希望の有無、15 . 希望する畜産たい肥の種類、16 . 畜産たい肥の運搬の可否、17 . 畜産たい肥の散布の可否、18 . 希望する荷姿、19 . 需要時期需要量、20 . 利用条件毎の価格希望、21 . 圃場リースの可否及び条件、22 . 稲わら販売希望の有無及び条件

【調査名】 広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月11日

【実施機関】 広島市こども未来局こども未来調整課

【目的】 本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）の策定に当たり、子どもや保護者の生活実態や保育サービスの利用希望等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 就学前児童用調査票 2 - 就学児童用調査票

【調査票名】 1 - 就学前児童用調査票

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）世帯 （属性）就学前児童（0～5歳）のいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,000/68,431 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年9月 （系統）広島市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年9月上旬～平成25年9月下旬

【調査事項】 1.子どもの人数、2.未子の生年月、3.保護者の配偶関係、4.保護者の就労状況等

【調査票名】 2 - 就学児童用調査票

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）世帯 （属性）就学児童（小学1～6年生）のいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,500/67,813 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年9月 （系統）広島市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年9月上旬～平成25年9月下旬

【調査事項】 1.子どもの人数、2.未子の生年月、3.保護者の配偶関係、4.保護者の就労状況等

【調査名】 サービス付き高齢者向け住宅の実態把握のための調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月16日

【実施機関】 大阪府住宅まちづくり部居住企画課・大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

【目的】 本調査は、サービス付高齢者向け住宅における実態と課題を把握し、行政計画の策定及び施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - サービス付き高齢者向け住宅の実態把握のための調査票

【調査票名】 1 - サービス付き高齢者向け住宅の実態把握のための調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域（ただし政令市、中核市は除く）（単位）（属性）平成25年4月1日時点で入居開始し、かつ平成25年7月1日現在登録が済んでいる大阪府管のサービス付き高齢者向け住宅（抽出枠）介護事業者課所有のサービス付き高齢者向け住宅登録名簿（サ高住登録一覧表）より、平成25年4月1日時点で入居開始し、かつ、平成25年7月1日現在で登録がされている住宅の管理者

【調査方法】 （選定）全数（客体数）84（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）1．平成24年4月1日～平成25年3月31日（調査票 1、2及び4）2．平成25年8月1日（調査票 1、2及び4以外）（系統）大阪府 サービス付き高齢者向け住宅登録事業者報告者、又は、大阪府 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年7月29日～8月9日

【調査事項】 1．住宅の情報、2．入居者の状況、3．退去者について、4．入居募集について、5．今後の事業展開について、6．運営・建設上の課題等について、7．サ高住の供給促進について、8．サービス付高齢者向け住宅の低所得者向け家賃補助について

【調査名】 中学校等卒業予定者の進路志望状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月19日

【実施機関】 青森県教育庁教育政策課

【目的】 本調査は、青森県内の中学校等を卒業する予定の者について、その進路の志望状況を明らかにし、教育行政施策及び学校における進路指導の資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中学校等卒業予定者の進路志望状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 中学校等卒業予定者の進路志望状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）学校 （属性）国・公・私立中学校及び国・公立特別支援学校中学部

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）189 （配布）オンライン調査 （収集）オンライン調査 （記入）自計 （把握時）毎年11月中旬（第1次調査）、毎年12月中旬（第2次調査） （系統）青森県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年2回（11月・12月） （実施期日）毎年11月中旬（第1次調査）、毎年12月中旬（第2次調査）

【調査事項】 1．就職志望者数、2．進学志望者数

【調査名】 中学校等卒業者の進学状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月19日

【実施機関】 青森県教育庁教育政策課

【目的】 本調査は、文部科学省が行う学校基本調査の附帯調査として、青森県内の中学校等を卒業した者の進学状況を詳細に調査し、進路指導の資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中学校等卒業者の進学状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 中学校等卒業者の進学状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）学校 （属性）国・公・私立中学校及び国・公立特別支援学校中学部

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）188 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）青森県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月上旬

【調査事項】 1．卒業者総数、2．県内全日制課程進学者数、3．県外全日制課程進学者数、4．定時制課程進学者数、5．通信制課程進学者数、6．高等学校別科進学者数、7．高等専門学校進学者数、8．特別支援学校高等部進学者数

【調査名】 高等学校等卒業予定者の進路志望状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月19日

【実施機関】 青森県教育庁教育政策課

【目的】 本調査は、青森県内の高等学校等を卒業する予定の者について、その進路の志望状況を明らかにし、教育行政施策及び学校における進路指導の資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高等学校等卒業予定者の進路志望状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 高等学校等卒業予定者の進路志望状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）学校 （属性）公・私立高等学校及び国・公立特別支援学校高等部

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）98 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年12月1日現在 （系統）青森県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月上旬

【調査事項】 1 . 大学等進学志望者数、2 . 専修学校等進学志望者数、3 . 就職志望者数

【調査名】 高等学校等卒業者の進学状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月19日

【実施機関】 青森県教育庁教育政策課

【目的】 本調査は、文部科学省が行う学校基本調査の附帯調査として、青森県内の高等学校等を卒業した者の進学状況を詳細に調査し、進路指導の資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高等学校等卒業者の進学状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 高等学校等卒業者の進学状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）学校 （属性）公・私立高等学校および国・公立特別支援学校高等部

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）98 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）青森県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月上旬

【調査事項】 1．大学等進学者数、2．専修学校（専門課程）進学者数、3．短期大学（本科）進学者数、4．国公立大学（学部）進学者数、5．私立大学（学部）進学者数

【調査名】 横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月25日

【実施機関】 横浜市こども青少年局企画調整課

【目的】 本調査は、横浜市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、給付・事業の「量の見込み」を把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について、国の基本指針等に基づき、調査を実施する。

【調査の構成】 1 - 横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（未就学児童の保護者）2 - 横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学生の保護者）

【調査票名】 1 - 横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（未就学児童の保護者）

【調査対象】（地域）横浜市全域（単位）個人（属性）未就学児童の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）65,590 / 188,199（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）横浜市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成25年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1. 子ども、家庭、子育て環境の状況、2. 保護者の就労状況等、3. 利用状況、利用希望（1）保育・教育（2）地域子育て支援事業（3）休日保育・教育（4）病児病後児保育・教育（5）一時預かり（6）放課後事業、4. 職場の育児休業、ワークライフバランス制度、5. 自由意見

【調査票名】 2 - 横浜市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票（小学生の保護者）

【調査対象】（地域）横浜市全域（単位）個人（属性）小学生の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）66,190 / 191,117（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）横浜市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成25年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1. 子ども、家庭、子育て環境の状況、2. 保護者の就労状況等、3. 放課後事業の利用状況、利用希望、4. 自由意見

【調査名】 地震・津波に対する県民意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月30日

【実施機関】 高知県危機管理部南海地震対策課

【目的】 本調査は、防災意識や地震防災対策及び津波避難対策の現状を把握・分析するとともに、県民の行政機関への要望を知ることにより、今後の防災対策の進め方に反映させる基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 地震・津波に対する県民意識調査票

【調査票名】 1 - 地震・津波に対する県民意識調査票

【調査対象】 （地域）高知県内全域 （単位） （属性）1．高知県の津波危険地域に居住する、満20歳以上の住民、2．高知県の津波危険地域外に居住する、満20歳以上の住民 （抽出枠）選挙人名簿を用いて県内市町村別に層化二段無作為抽出法により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000（津波危険地域1,500人、津波危険地域外1,500人）/747,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）8月1日現在 （系統）高知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）8月下旬～9月中旬

【調査事項】 1．南海トラフ地震に関する認識について、2．住宅の耐震化について、3．家具類の固定について、4．ブロック塀などの倒壊防止について、5．津波対策について、6．家庭での備えについて、7．自主防災組織について、8．地域の防災力について

(2) 変更

【調査名】 職場環境調査（平成 2 5 年届出）

【受理年月日】 平成 2 5 年 7 月 3 日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課

【目 的】 本調査は、奈良県内事業所における職場環境の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 職場環境調査 調査票

【調査票名】 1 - 職場環境調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「学术研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常用雇用者が 1 0 人以上の事業所（抽出枠）平成 2 1 年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1 , 5 0 0 / 7 , 6 0 0 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年 7 月末日現在 （系統）奈良県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年 8 月 1 日 ~ 8 月末日

【調査事項】 1 . 仕事と家庭の両立支援の取組、 2 . 仕事と治療の両立支援の取組

【調査名】 中心市街地に関する県民意識・消費者動向調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月4日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部商業振興課

【目的】 本調査は、中心市街地や商店街に対する県民の意識と消費者の買物行動を調査することにより、県や市町村の中心市街地活性化施策、商店街振興施策を構築する上での基礎資料とするとともに、商店街や商業者が事業展開を計画する上での基礎資料として活用するために実施するもの。

【調査の構成】 1 - 中心市街地に関する県民意識・消費動向調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求め者及び調査事項及び報告をを求める期間の一部変更

【調査票名】 1 - 中心市街地に関する県民意識・消費動向調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）世帯 （属性）20歳代～70歳代の男女（抽出枠）住民基本台帳の情報をを用い、報告世帯数を市町村ごとに配分した上で無作為抽出とする。配分にあたっては、新潟市のように調査負担が極端に大きい市について、調査票数を減らし、小規模の市町村で世帯数の3%を大きく上回らないよう調整する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）24,000 / 839,039 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）1.消費動向に関する事項 調査実施年の前年1年間（平成24年9月～平成25年8月）、2.中心市街地・商店街に関する事項 平成25年8月下旬～9月中旬 （系統）新潟県 市町村 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年8月下旬～9月中旬

【調査事項】 1.世帯における品目別地区別消費動向に関する事項、2.中心市街地・商店街に対する意識に関する事項

【調査名】 佐賀県労働条件等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月8日

【実施機関】 佐賀県農林水産商工本部雇用労働課

【目的】 本調査は、佐賀県内の民間企業に雇用されている労働者の労働時間、その他の労働条件に関する基本的事項を調査し、その実態を明らかにして佐賀県内事業所の労働環境の整備を図るための施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 佐賀県労働条件等実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 佐賀県労働条件等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位）事業所 （属性）「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者規模（常用雇用）が30人以上の民間事業所（抽出枠）平成21年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）350 / 1,900 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月31日現在 （系統）佐賀県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月末日～9月14日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 労働時間制度、3. 育児・介護休業等制度、4. その他の制度

【調査名】 高齢者基礎調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月10日

【実施機関】 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

【目的】 本調査は、新潟県高齢者保健福祉計画の基礎資料とするため、高齢者の生活実態、考え方、要望等を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年度 高齢者基礎調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年度 高齢者基礎調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）新潟県内に在住する平成25年8月1日現在で満65歳以上の高齢者 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500 / 639,198 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年8月1日現在 （系統）新潟県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年8月10日～平成25年8月31日

【調査事項】 1. 体調、健康について、2. ふだんの生活について、3. 悩みごと・こころの不調について、4. 介護などについて

【調査名】 大阪府労働関係調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月11日

【実施機関】 大阪府商工労働部総合労働事務所地域労政グループ

【目的】 本調査は、大阪府内の民間事業所に働く労働者について、就業形態別に労働時間、年間有給休暇、時間外労働等、労働条件等の実態を把握し、労務改善のための基礎資料や労働関係諸機関等の施策の参考に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府労働関係調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更

【調査票名】 1 - 大阪府労働関係調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者規模30人以上の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/25,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在 （系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月中旬～10月10日

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 就業形態、3. 労働時間、4. 休日休暇、5. 育児休業制度

【調査名】 なら健康長寿基礎調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月11日

【実施機関】 奈良県健康福祉部健康づくり推進課

【目的】 本調査は、奈良県民の日常生活の中での健康づくりの取組の実態や健康に関する生活習慣や地域活動(ソーシャルキャピタル)の実態を把握することにより、なら健康長寿基本計画を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - なら健康長寿基礎調査 調査票

【調査票名】 1 - なら健康長寿基礎調査 調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)満20歳以上の奈良県民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)11,400/1,385,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月1日現在 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年8月20日～9月30日

【調査事項】 1 .報告者に関する基本情報(年齢、性別、身長、体重、居住地、職業等)、
2 .生活習慣、3 .医療と健診、4 .健康づくりの取組、5 .地域活動

【調査名】 鳥取県産業廃棄物実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月12日

【実施機関】 鳥取県生活環境部循環型社会推進課

【目的】 本調査は、鳥取県内における産業廃棄物の発生・処理状況等の実態を把握し、さらなる排出抑制、リサイクル、適正処理を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県産業廃棄物実態調査票

【備考】 今回の変更は、選定方法、調査周期、調査票の一部変更によるものである。

【調査票名】 1 - 鳥取県産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）事業所 （属性）廃棄物の排出事業者（抽出枠）直近の経済センサス - 基礎調査の事業所母集団データベースの情報から無作為抽出により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～3月31日 （系統）都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1．事業者の事業概要（従業員数、元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）、病床数（医療機関））、2．廃棄物の種類等ごとの排出量及び処理状況（自社中間処理前発生量（トン）、委託前自社中間処理方法、委託中間処理方法、委託最終処分方法）

【調査名】 中小企業景況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月18日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【備考】 5、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間一（四半期ごとに変更する事項）為替の水準及び知的財産の認知度に関する調査（平成25年4～6月期）から新卒者等の採用動向に関する調査（平成25年7～9月期）に変更

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県内全域 （単位）事業所及び企業 （属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿を用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 162,000 （配布）郵送・その他（FAX） （収集）郵送・その他（FAX） （記入）自計（把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期（系統）愛知県一報告者

【周期・期日】 （周期）毎年四半期（平成25年4月 - 6月期調査より変更）（実施期日）毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃期）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1 - 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 - 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向（毎年1 - 3月期）、新卒者等の採用動向に関する調査（平成25年7～9月期）

【調査名】 新潟市景況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月23日

【実施機関】 新潟市経済・国際部産業政策課

【目的】 本調査は、新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するうえでの基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 新潟市景況調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更によるものである。

【調査票名】 1 - 新潟市景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）事業所 （属性）市内民営事業所。対象となる事業所は、事業所母集団のデータベースの産業分類に掲げる「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営事業所。（抽出枠）事業所母集団データベースの名簿をもとに、市内の民営事業所を「建設業」、「製造業」、「運輸・通信業」、「卸・小売業」、「飲食・宿泊業」、「サービス業」の6業種に分ける。それぞれの業種を、小規模（従業者数1～4人）、中規模（従業者数5～19人）、大規模（従業者数20人以上）に分類し、各層から111事業所を抽出する（「卸・小売業」と「サービス業」の小規模は112事業所を抽出）。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/33,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）上期：4月から9月まで、下期：10月から翌年3月まで （系統）新潟市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）上期：8月下旬～9月上旬、下期：2月下旬～3月上旬

【調査事項】 1.業況、2.(ア)生産・売上、(イ)受注状況、3.(ア)出荷量、(イ)出荷額、4..(ア)製・商品在庫、(イ)原材料在庫、5.(ア)仕入価格、(イ)販売価格、(ウ)資金繰り、(エ)正社員の数、(オ)臨時・パート社員等の数、(カ)所定外労働時間、(キ)1人当たり人件費、6.(ア)生産設備、営業用設備、(イ)設備投資、(ウ)設備投資目的、7.経営上の問題、8.(ア)事業所の動向、(イ)業界の動向、9.海外ビジネスについて、10.市の産業支援施策についての意見・要望

【調査名】 血液製剤使用量等調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月26日

【実施機関】 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

【目的】 本調査は、兵庫県における血液製剤適正使用推進の指標とするため、兵庫県内の病院を対象に、院内体制状況及び血液製剤使用量・廃棄量等の状況を調査する。

【調査の構成】 1 - 血液製剤使用量等調査 調査票

【調査票名】 1 - 血液製剤使用量等調査 調査票

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）調査対象期間中に輸血用血液製剤の取扱いがあった一般病床を有する病院

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）250 （配布）郵送 （収集）オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）兵庫県・兵庫県合同輸血療法委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）7月下旬～8月下旬

【調査事項】 院内体制及び血液製剤の使用量・廃棄量等

【調査名】 堺市民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月26日

【実施機関】 堺市人事委員会事務局

【目的】 本調査は、正社員30人以上50人未満の事業所の給与等の実態について把握するため。

【調査の構成】 1 - 堺市民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 堺市民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類のすべての産業（産業大分類「S公務」、「T分類不能の産業」、産業中分類「Q86郵便局」、「R94宗教」及び「R96外国公務」を除く。）のうち、常用雇
用者数（正社員、正職員）30人以上50人未満の事業所（抽出枠）属性
に該当する381事業所から、職種別民間給与実態調査の母集団に含まれて
いる企業の事業所及び昨年の本調査において規模不適（30人未満又は50
人以上）であることが判明した事業所を除いた全数

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）230 （配布）郵送 （取集）郵送 （記
入）自計 （把握時）毎年4月1日現在 （系統）人事委員会事務局 - 民間
事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月1日～8月22日（3週間）

【調査事項】 1．企業（事業所）の状況、2．賃金制度、3．特別給（賞与）、4．諸
手当、5．職員の募集方法など

【調査名】 東京都男女雇用平等参画状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月31日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

【目的】 本調査は、少子高齢化の進行による労働力人口の減少、経済活性化の観点から、女性活用の機運が高まっていることを踏まえ、女性の活躍促進への取組等を重点的に調査する。また、男女雇用管理に関する実態と課題を調査・経年比較し、今後の施策を効率的に行う基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 事業所調査票 2 - 男女従業員調査票

【調査票名】 1 - 事業所調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ地域を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類「宗教」は除く。）」の13業種に属する従業員規模30人以上の事業所（抽出枠）平成21年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,500/48,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年9月1日現在（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月1日～9月17日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 男女雇用管理に関する取組、3. 育児・介護等に関する事項、4. 女性の活躍促進に関する事項

【調査票名】 2 - 男女従業員調査票

【調査対象】（地域）東京都全域（島しょ地域を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類「宗教」は除く。）」の13業種に属する従業員規模30人以上の事業所に勤務する男女従業員（抽出枠）平成21年経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）5,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年9月1日現在（系統）東京都 - 民間事業者

- 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月1日～9月30日

【調査事項】 1.回答者プロフィール、2.雇用管理の概況について、3.育児・介護等に関する事項、4.女性の活躍促進に関する事項

【調査名】 労働条件等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年7月31日

【実施機関】 宮崎県労働部労働政策課

【目的】 本調査は、宮崎県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働条件等実態調査票

【調査票名】 1 - 労働条件等実態調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」「漁業」「公務（他に分類されるものを除く）」「分類不能の産業」を除く産業に属し、従業者数が5人以上の事業所（抽出枠）経済センサスの結果から作成した事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/20,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月31日現在 （系統）宮崎県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月下旬～9月末日

【調査事項】 1. 事業所の状況、2. 休日・休暇、3. 退職金制度、4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立支援）、5. 心の健康対策（メンタルヘルスケア）、6. パワーハラスメントとセクシャルハラスメント